

令和5年度

一般財団法人 神戸市水道サービス公社 事業概要

水 道 局

目 次

	ページ
I 公社設立の趣旨	1
II 公社の概要	1
1. 名 称	1
2. 所在地	1
3. 設立年月日	1
4. 出 捐 金	1
5. 機 構	1
6. 役 職 員 数	2
7. 評議員及び役員	2
III 定 款	3
IV 令和4年度事業報告	8
1. 事 業 報 告	8
2. 正味財産増減計算書	11
3. 貸借対照表	12
4. 財 産 目 録	13
5. 収 入 明 細 書	14
6. 支 出 明 細 書	14
7. 事 業 別 収 支	14
8. 財 務 状 況	15
V 令和5年度事業計画	16
1. 事 業 計 画	16
2. 経営改善の取組み状況	19
3. 予定正味財産増減計算書	20
4. 予定貸借対照表	21
5. 予定収入明細書	22
6. 予定支出明細書	22
7. 予定事業別収支	22

I 公社設立の趣旨

神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して国内外の水道事業を支援し、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与するため、一般財団法人神戸市水道サービス公社を設立した。

II 公社の概要

1. 名 称 一般財団法人神戸市水道サービス公社

2. 所 在 地 神戸市須磨区大池町5丁目6番30号

3. 設立年月日

設立許可 昭和40年8月13日

設立登記 昭和40年8月26日

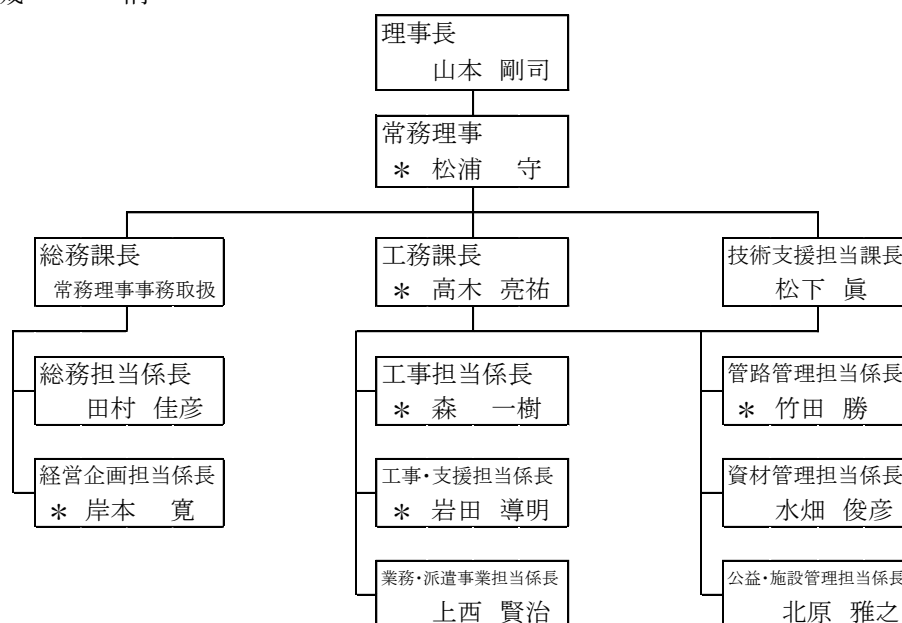
名称変更登記 昭和60年7月22日

名称変更登記 平成25年4月1日

4. 出 捐 金 110,000千円

出捐者	出捐年度	出捐理由	出捐額
神戸市	昭和40年度	設立のため	5,000千円
神戸市	昭和46年度	事業量増大に対処するため	5,000千円
神戸市	平成21年度	経営基盤強化のため	100,000千円

5. 機 構



*は神戸市水道局派遣職員

6. 役職員数（常勤）

令和5年7月1日現在（単位：人）

課 \ 区分	常勤 役員	課長級	係長級	事務 職員	技術 職員	嘱託 職員	計
総務課	2(1)		2(1)	3		1	8(2)
工務課		2(1)	6(3)	4	9	22	43(4)
計	2(1)	2(1)	8(4)	7	9	23	51(6)

() 内は神戸市水道局派遣職員数で内数

7. 評議員及び役員

(1) 評議員

氏名	備考
瓦田 太賀四	兵庫県立大学 名誉教授
藤原 正廣	京町法律事務所 弁護士
三宅 雅也	神戸商工会議所 総務部 主任調査役
藤原 政幸	神戸市 水道局長

(2) 役員

役職名	氏名	備考
理事長	山本 剛司	
常務理事	松浦 守	神戸市 水道局部長
理事	桑形 雅彦	神戸市 水道局副局長
監事	楡井 義丈	(株)みなと銀行 地域戦略部 部長
監事	和氣 大輔	公認会計士

Ⅲ 定款

一般財団法人 神戸市水道サービス公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸市水道サービス公社（英語名 Kobe Water Service Corporation）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して国内外の水道事業を支援し、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水道事業に関する調査研究
- (2) 住宅団地の受水装置の適正管理啓発及び維持管理業務の受託
- (3) 水道事業の事務、工事及び管理業務の受託
- (4) 簡易水道の経営及び技術相談
- (5) 国内外の水道事業の事業者への技術指導及び助言等
- (6) 労働者派遣事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予定損益計算書等)

第6条 この法人の事業計画書、予定損益計算書及び予定貸借対照表については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が

出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第22条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
神田勉、山本裕光、中川欣哉、水口和彦
- 4 この法人の最初の理事長は神田勉、常務理事は山本裕光とする。
- 5 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

和氣大輔

附 則

この定款は、令和3年3月17日より施行する。

IV 令和4年度事業報告

1. 事業報告

昭和60年に市民皆水道が達成され、公社事業は従来の管工事主体から水道メーターの検針・徴収業務、施設管理など管理的業務に重点を移してきたが、これらの業務に競争性が導入されたことに伴い、公社の核となる事業を、水道施設の設計・積算・工事監督等の技術的業務にシフトさせていけるよう、新規事業の受託に努めた。また、近隣の水道事業体等からの事業受託の拡大に向けて、広域展開の取り組みも進めた。

(1) 期間満了メーターの取替

計量法により検定期間が8年と定められている水道メーター（大口径）を期限到来前に取り替えた。

(2) 水道施設の管理

① 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務の監理

水道施設用地の草刈及び樹木の剪定業務の調整・監督等を行った。

② 淡路送水管維持管理業務

淡路島への暫定給水に伴う神戸市側（明石海峡大橋添架管を含む。）の送水管及び淡路島内の一部送水施設の維持管理を淡路広域水道企業団より受託した。

(3) 設計・工事関連業務

① 鶴越墓園インフラ再整備工事

鶴越墓園内の給水管更新工事等を実施した。

② 六甲山牧場給水工事

老朽化した給水管の取替工事等を行った。

③ 縦断輻輳管統合工事

道路内に埋設された複数の給水管を配水管に統合する工事を行った。

④ 水道管の更新・撤去等工事

第二神明道路下に残置された水道管の撤去・充填工事を行った。

⑤ 水道施設各所防草対策工事等

草刈作業の必要がある水道施設における舗装やコンクリート張り、防草シート等の防草対策工事の発注・監督を行った。

⑥ 水管橋塗装更新工事の監理

水管橋の塗装の劣化状況等を調査し、塗装更新が必要な水管橋の設計、工事発注・監督を行った。

⑦ 工業用水道メーター更新作業の監理

工業用水道のメーターの調査及び更新作業の監理を行った。

⑧ 播磨町における技術支援

播磨町が発注する水道管更新工事の設計・工事監督及びデザイン・ビルド（設計・施工一括発注方式）のモニタリングの支援を行った。

(4) 調査・支援等業務

① 漏水調査・施設巡回

水道局の管理する配水管の漏水調査及び配水池、ポンプ場等水道施設（62施設）の巡回・点検を行った。また、これらの業務の民間事業者の育成と技術移転にかかる調査・検討を行った。

② 受水槽の適正管理等

定期点検の実施推進など受水槽の適正管理とともに、直結給水化も含めて啓発活動を行った。

③ 水インフラ整備に関する国際貢献

JICAの課題別研修業務を受託し、都市上水道の浄水・水質に関する研修を水道局とともにを行った。

④ 三木市給水装置工事基準の改定業務

三木市の給水装置工事基準の改定業務を行った。

⑤ 指定給水装置工事事業者更新受付事務

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の更新受付事務を行った。

⑥ 指定給水装置工事事業者講習会開催事務

厚生労働省通知により各事業体が行う「指定給水装置工事事業者講習会」を日本水道協会兵庫県支部から受託し、兵庫県下事業体合同で開催した。

⑦ 工業用水道受付センター運営

工業用水道のユーザーからの問い合わせ対応、請求補助事務等を行った。

⑧ メーター管理及び給配水資材等管理

水道メーターの在庫管理、検査等に関する事務及び給配水資材の在庫管理等に関する事務を行った。

⑨ 日本水道協会兵庫県支部事務局事務

日本水道協会兵庫県支部の事務局業務の一部を受託し、円滑な運営を支援した。

⑩ 兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口の運営支援

兵庫県内の水道事業をサポートするため、令和3年度に兵庫県と本市水道局が開設した「兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口」において、受付窓口となった。

(5) その他業務

① 駐車場の経営

公社所有用地を活用して事業を行った。

② 給水管データ更新業務

水道局管路情報管理システムにおいて、給水管等の維持管理に必要な給水管データの追加、修正を行った。

③ 給水設計台帳システム管理業務

給水設計書・各種承諾書の給水設計台帳システムへの入力を行った。

④ 給・配水管路情報データ提供業務

公社ホームページ内で、管路の埋設状況を示す電子データを水道局に来庁することなくインターネット利用により閲覧できる「神戸市水道Web閲覧システム」の運用・保守管理等を行った。

2. 正味財産増減計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	570,925,859	営業収益	578,980,801
期間満了メーター取替事業費	31,151,946	期間満了メーター取替事業収益	38,730,000
施設管理事業費	25,797,141	施設管理事業収益	33,491,990
調査・システム管理等事業費	273,856,772	調査・システム管理等事業収益	354,107,811
管工事事業費	151,230,684	管工事事業収益	152,651,000
一般管理費	88,889,316		
営業外費用	795,576	営業外収益	1,559,573
雑損失	795,576	受取利息	46,808
		雑収入	1,512,765
特別損失	0	特別利益	0
その他特別損失	0	その他特別利益	0
合計	571,721,435	合計	580,540,374
※神戸市からの収入		税引前当期純利益	8,818,939
委託料 547,961千円		法人税等充当額	122,000
		当期純利益	8,696,939

3. 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	116,799,319	未払金	75,295,439
未収金	265,062,284	未払費用	1,830,994
リース資産	2,424,200	未払法人税等	122,000
前払金	25,369,550	前受金	27,718,900
		預り金	673,940
		賞与引当金	6,331,417
		リース債務	2,424,200
流動資産合計	409,655,353	流動負債合計	114,396,890
2. 固定資産		2. 固定負債	
基本財産		預り保証金	568,470
預金	3,000,000	退職給付引当金	57,829,217
基本財産合計	3,000,000	固定負債合計	58,397,687
その他固定資産		負債合計	172,794,577
構築物	8,545,000	III 正味財産の部	
工具器具備品	10,761,640	1. 一般正味財産	
減価償却累計額	△18,367,005	一般正味財産	260,381,571
土地	10,719,000	正味財産合計	260,381,571
電話加入権	1,862,160		
長期性預金	7,000,000		
その他固定資産合計	20,520,795		
固定資産合計	23,520,795		
資産合計	433,176,148	負債及び正味財産合計	433,176,148

(注) 1. 固定資産の減価償却の方法について

(1)建物、構築物 定額法による。

(2)機械装置、工具器具備品 定率法による。

2. 引当金の計上基準等について

(1)賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

(2)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上している。

4. 財 産 目 録
(令和5年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金		未払金	
小口現金、釣銭用現金	219,900	職員手当等	68,115,639
普通預金、大口定期預金	116,579,419	消費税精算確定額	7,179,800
未収金		未払費用	
水道局受託料	189,584,870	電気料金、ガス料金、電話料金等	1,830,994
その他の受託料	75,477,414	未払法人税等	
リース資産		法人市民税等	122,000
車両	2,424,200	前受金	
前払金		駐車場使用料、工事前受金	27,718,900
労働災害総合保険等	729,550	預り金	
工事前払い金	24,640,000	源泉所得税及び社会保険料等	673,940
流動資産合計	409,655,353	賞与引当金	
		正規職員、常勤嘱託職員	6,331,417
固定資産		リース債務	
基本財産		車両	2,424,200
預金		流動負債合計	114,396,890
預金	3,000,000		
基本財産合計	3,000,000	固定負債	
その他固定資産		預り保証金	
構築物		駐車場保証金	568,470
駐車場	8,545,000	退職給付引当金	
什器備品		退職給付引当金	57,829,217
漏水探知機他	10,761,640	固定負債合計	58,397,687
減価償却累計額	△18,367,005		
土地			
西区美穂が丘(駐車場用地)	10,719,000		
電話加入権			
電話加入権	1,862,160		
敷金保証金			
長期金利連動型変動金利定期預金	7,000,000		
その他固定資産合計	20,520,795		
固定資産合計	23,520,795	負債合計	172,794,577
資産合計	433,176,148	正味財産	260,381,571

5. 収入明細書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:円)

科目	収入	内 訳		
		事業収入	受託収入	補助金収入
営業収益	578,980,801	31,019,407	547,961,394	0
期間満了メーター取替事業	38,730,000	0	38,730,000	0
施設管理事業	33,491,990	13,438,123	20,053,867	0
調査・システム管理等事業	354,107,811	17,581,284	336,526,527	0
管工事業	152,651,000	0	152,651,000	0
営業外収益	1,559,573	1,559,573	0	0
特別利益	0	0	0	0
合計	580,540,374	32,578,980	547,961,394	0

6. 支出明細書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:円)

科目	支出	内 訳				
		人件費	物件費	工事費	減価償却費	その他
営業費用	570,925,859	214,454,963	100,701,117	250,830,855	4,938,924	0
期間満了メーター取替事業	31,151,946	11,096,989	19,730,957	0	324,000	0
施設管理事業	25,797,141	18,140,757	6,865,872	0	790,512	0
調査・システム管理等事業	273,856,772	119,209,407	32,526,011	119,098,854	3,022,500	0
管工事業	151,230,684	12,642,799	6,385,484	131,732,001	470,400	0
一般管理費	88,889,316	53,365,011	35,192,793	0	331,512	0
営業外費用	795,576	0	0	0	0	795,576
特別損失	0	0	0	0	0	0
合計	571,721,435	214,454,963	100,701,117	250,830,855	4,938,924	795,576

7. 事業別収支

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:円)

科目	収入	支出	収 支
営業損益	578,980,801	570,925,859	8,054,942
期間満了メーター取替事業	38,730,000	31,151,946	7,578,054
施設管理事業	33,491,990	25,797,141	7,694,849
調査・システム管理等事業	354,107,811	273,856,772	80,251,039
管工事業	152,651,000	151,230,684	1,420,316
一般管理費	0	88,889,316	△ 88,889,316
営業外損益	1,559,573	795,576	763,997
経常損益	580,540,374	571,721,435	8,818,939
特別損益	0	0	0
合計	580,540,374	571,721,435	8,818,939

8. 財 務 状 況

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	3 → 4増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	▲ 568	▲ 1,806	8,818	10,624
		経常収益	494,625	481,121	580,540	99,419
		うち公益	0	0	0	0
		うち公益以外	494,625	481,121	580,540	99,419
		経常費用	495,193	482,927	571,722	88,795
		うち事業費（公益）	7,697	7,828	7,557	▲ 271
		うち事業費（公益以外）	433,896	411,008	506,330	95,322
		うち管理費（公益）	0	0	0	0
		うち管理費（公益以外）	53,600	64,091	57,835	▲ 6,256
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	▲ 3,378	0	3,378	
	経常外収益	0	4,959	0	▲ 4,959	
	経常外費用	0	8,337	0	▲ 8,337	
	法人税、住民税及び事業税	172	97	122	25	
	当期一般正味財産増減額	▲ 740	▲ 5,280	8,697	13,977	
	一般正味財産期首残高	257,705	256,965	251,685	▲ 5,280	
	一般正味財産期末残高	256,965	251,685	260,382	8,697	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
		指定正味財産増加額	0	0	0	0
		指定正味財産減少額	0	0	0	0
うち一般正味財産への振替額		0	0	0	0	
指定正味財産期首残高		0	0	0	0	
指定正味財産期末残高		0	0	0	0	
正味財産期首残高	257,705	256,965	251,685	▲ 5,280		
当期正味財産増減	▲ 740	▲ 5,280	8,697	13,977		
正味財産期末残高	256,965	251,685	260,382	8,697		
貸借対照表（B/S）	資産合計	458,199	506,533	433,176	▲ 73,357	
	流動資産	434,747	483,187	409,655	▲ 73,532	
	固定資産	23,452	23,346	23,521	175	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計	201,234	254,848	172,795	▲ 82,053	
	流動負債	96,171	201,559	114,397	▲ 87,162	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	105,063	53,289	58,398	5,109	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	256,965	251,685	260,382	8,697	
指定正味財産	0	0	0	0		
一般正味財産	256,965	251,685	260,382	8,697		

V 令和5年度事業計画

1. 事業計画

- (1) 期間満了メーターの取替
計量法により検定期間が8年と定められている水道メーター（大口径）を期限到来前に取り替える。
- (2) 水道施設の管理
 - ① 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務の監理
水道施設用地の草刈及び樹木の剪定業務の調整・監督等を行う。
 - ② 淡路送水管維持管理業務
淡路島への暫定給水に伴う神戸市側（明石海峡大橋添架管を含む。）の送水管及び淡路島内の一部送水施設の維持管理を淡路広域水道企業団より受託する。
- (3) 設計・工事関連業務
 - ① 鶴越墓園給水タンク更新工事
鶴越墓園内の給水タンクの更新工事の工事監理（設計、積算、発注、工事監督）を行う。
 - ② 防火水槽の設計及び設置工事
防火水槽設置の工事監理を消防局から受託する。
 - ③ 明石市連絡管整備工事
明石市水道局が阪神水道企業団から受水するために施工する水道管整備の工事監理を行う。
 - ④ 播磨町における技術支援
播磨町が発注する水道管更新工事の工事監督及びデザイン・ビルド（設計・施工一括発注方式）のモニタリングの支援を行う。
 - ⑤ 第二神明送水管充填工事
第二神明道路下に残置された水道管の撤去・充填工事を行う。
 - ⑥ 配水管取替工事
老朽化した配水管の取替工事の工事監理を行う。
 - ⑦ 水道施設各所防草対策工事等
草刈作業の必要がある水道施設における舗装やコンクリート張り、防草シート等の防草対策工事の発注・監督を行う。
 - ⑧ 各所防草対策詳細設計
水道施設5箇所における防草対策工事の詳細設計・積算を行う。
 - ⑨ 水管橋塗装更新工事の監理
水管橋の塗装の劣化状況等を調査し、塗装更新が必要な水管橋の設計、工事発注・監督を行う。
 - ⑩ 工業用水メーター更新作業の監理

工業用水道のメーターの調査及び更新作業の監理を行う。

⑪ 水道施設等建築施設維持修繕工事

水道施設内の建築施設の外壁改修及び屋上防水工事等の設計を行う。

(4) 調査・支援等業務

① 漏水調査・施設巡回

水道局の管理する配水管の漏水調査及び配水池やポンプ場等水道施設の巡回点検を行う。また、これらの業務の民間事業者の育成と技術移転にかかる調査・検討を行う。

② 受水槽の適正管理等

定期検査の実施推進など受水槽の適正管理とともに直結給水化も含めて啓発活動を行う。

③ 水インフラ整備に関する国際貢献

JICAの課題別研修業務を受託し、都市上水道の浄水・水質に関する研修を水道局とともに行う。

④ 他都市給水装置工事施行基準作成業務

他都市の基準書である「給水装置工事施行基準」の改訂支援を行う。

⑤ 指定給水装置工事事業者更新受付事務

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の更新受付事務を行う。

⑥ 指定給水装置工事事業者講習会開催事務

厚生労働省通知により各事業体が行う「指定給水装置工事事業者講習会」を日本水道協会兵庫県支部から受託し、兵庫県下事業体合同で開催する。

⑦ 工業用水道受付センター運営

工業用水道のユーザーからの問い合わせ対応、請求補助事務等を行う。

⑧ メーター管理及び給配水資材等管理

水道メーターの在庫管理・検査等に関する事務及び給配水資材の在庫管理等に関する事務を行う。

⑨ 日本水道協会兵庫県支部事務局事務

日本水道協会兵庫県支部の事務局業務の一部を受託し、円滑な運営を支援する。

⑩ 兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口の運営支援

兵庫県内の水道事業をサポートするため、「兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口」の受付窓口となる。

(5) その他業務

① 駐車場の経営

公社所有用地を活用した事業を行う。駐車可能台数 26台

② 給水管データ更新業務

管路情報管理システムにおいて、給水管等の維持管理に必要な給水管データの追加、修正を行う。

③ 給水設計台帳システム管理業務

給水設計書・各種承諾書の給水設計台帳システムへの入力を行う。

④ 給・配水管路情報データ提供業務

公社のホームページにおいて、管路の埋設状況を示す電子データを水道局に来庁することなくインターネット利用により閲覧できる「神戸市水道web閲覧システム」の運用・保守管理等を行う。

2. 経営改善の取組み状況

一般財団法人神戸市水道サービス公社は、昭和40年に、神戸市の全額出捐により設立された。

設立当初より管工事を事業の中心としてきたが、昭和60年に神戸市において市民皆水道が達成されたことを契機に、主要な事業を水道メーターの検針・未納料金徴収業務・メーター取替事業の管理的業務に移してきた。

しかし、これらの業務に順次競争性が導入されたことで、主要3事業の業務量減少に対応する必要性が生じたため、前中期経営計画（平成26年度～平成30年度）を策定した。計画に基づき、執行体制の見直しなどに取り組むとともに、神戸市水道局や近隣の水道事業体などにおいてニーズの高い工事監理（設計・積算・監督）業務に着手し、加えて水道法の改正に関連する業務（指定工事事業者更新制度の導入等）について事業化を検討するなど、事業構造の改革に取り組んできた。

令和2年3月に策定した新たな中期経営計画2023（令和2年度～令和5年度）においては、今後も神戸市水道局の諸課題に対応し、補完することが公社の役割（＝パートナー）であるという考えのもと、経営の継続的安定化、広域連携・他事業体の支援など技術的業務等の事業拡大、ガバナンスの強化を目標とし、公社の核となる事業を従来の管理的業務から技術的業務にさらにシフトさせてきた。

また、令和3年度、神戸市から公社に対し、「水道局からの新たな業務受託を通じ、民間事業者の育成と技術移転を推進」及び「水道事業の効率化と広域連携を通じた水道技術の継承」という中長期的なミッションが示され、令和4年3月に、これらを実現するためのロードマップとなる「経営改革プラン」を作成するとともに、「中期経営計画2023」の改訂を行った。

自立経営を実現するため、今後とも「経営改革プラン」等に掲げた技術的業務を担うことのできる人材の育成・確保に取り組み、他都市からの業務受託等の拡大を図るとともに、効率的な執行体制の構築などの経営改善に取り組んでいく。また、神戸市水道局からの業務受託を通して民間事業者の育成と技術の移転を推進するなど、神戸市水道事業の効率的な運営を図る上で一定の役割を担っていく。

〔令和5年度経営改善策〕

- (1) 効率的執行体制の確立
 - ・業務量に見合った効率的な執行体制の構築
- (2) 新規事業の開拓
 - ・水道局以外の部局や他都市等からの新規事業の開拓
- (3) 人材の確保・育成
 - ・経営改革プラン等の実現と公社の将来を担うための人材の確保・育成

3. 予定正味財産増減計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	751,202	営業収益	751,222
期間満了メーター取替事業費	52,079	期間満了メーター取替事業収益	62,663
施設管理事業費	34,110	施設管理事業収益	36,043
調査・システム管理等事業費	491,422	調査・システム管理等事業収益	556,221
管工事事業費	88,163	管工事事業収益	96,295
一般管理費	85,428		
営業外費用	300	営業外収益	402
雑損失	300	受取利息	100
		雑収入	302
特別損失	0	特別利益	0
その他特別損失	0	その他特別利益	0
合計	751,502	合計	751,624
※神戸市からの収入		税引前当期純利益	122
(1)補助金	一千円	法人税等充当額	122
(2)委託料	702,810千円	当期純利益	0

4. 予定貸借対照表
(令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	290,515	未払金	189,732
未収金	199,505	未払費用	1,241
貯蔵品		未払法人税等	122
前払金	836	前受金	164
リース資産	2,045	預り金	741
		賞与引当金	6,607
		リース債務	2,045
流動資産合計	492,901	流動負債合計	200,652
2. 固定資産		2. 固定負債	
基本財産		預り保証金	410
預金	3,000	退職給付引当金	63,194
基本財産合計	3,000	固定負債合計	63,604
その他固定資産		負債合計	264,256
構築物	8,545	III 正味財産の部	
工具器具備品	10,492	1. 一般正味財産	
減価償却累計額	△18,578	一般正味財産	251,685
土地	10,719	正味財産合計	251,685
電話加入権	1,862		
長期性預金	7,000		
その他固定資産合計	20,040		
固定資産合計	23,040		
資産合計	515,941	負債及び正味財産合計	515,941

※上記予定貸借対照表は、令和5年3月現在で作成しており、令和4年度の確定決算額に置きなおした場合、正味財産は、260,382千円となる。

5. 予定収入明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	収 入	内 訳		
		事業収入	受託収入	補助金収入
営業収益	751,222	48,412	702,810	0
期間満了メーター取替事業	62,663	0	62,663	0
施設管理事業	36,043	13,538	22,505	0
調査・システム管理等事業	556,221	16,754	539,467	0
管工事事業	96,295	18,120	78,175	0
営業外収益	402	402	0	0
特別利益	0	0	0	0
合 計	751,624	48,814	702,810	0

6. 予定支出明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	支 出	内 訳				
		人件費	物件費	工事費	減価償却費	そ の 他
営業費用	751,202	229,395	141,550	375,432	4,825	0
期間満了メーター取替事業	52,079	11,525	40,230	0	324	0
施設管理事業	34,110	21,806	11,523	0	781	0
調査・システム管理等事業	491,422	131,744	46,740	309,907	3,031	0
管工事事業	88,163	19,111	3,056	65,525	471	0
一般管理費	85,428	45,209	40,001	0	218	0
営業外費用	300	0	0	0	0	300
特別損失	0	0	0	0	0	0
合 計	751,502	229,395	141,550	375,432	4,825	300

7. 予定事業別収支

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	収 入	支 出	収 支
営業損益	751,222	751,202	20
期間満了メーター取替事業	62,663	52,079	10,584
施設管理事業	36,043	34,110	1,933
調査・システム管理等事業	556,221	491,422	64,799
管工事事業	96,295	88,163	8,132
一般管理費	0	85,428	△ 85,428
営業外損益	402	300	102
特別損益	0	0	0
合 計	751,624	751,502	122